

## 令和4年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

令和5年6月28日  
公正取引委員会

### 1 重点的な取組【情報システム関連調達の改善】

令和3年度末でリース期限を迎えるサーバ機器等の役務提供契約7件のうち比較的初期費用が少額と想定された2件については、既存の契約事業者及びそれ以外の事業者から見積りを徴収したところ、既存の契約事業者は初期費用が不要である一方、その他の事業者は一定の初期費用が必要となるため、競争に付すよりも既存の事業者と契約する方が著しく有利な価格で契約できることが確認できたことから、既存の契約事業者と再契約した。

このことを踏まえ、引き続き、当委員会内の情報システムにて利用しているサーバ機器等の見直し及び機能の統廃合の検討を進めるとともに、継続利用する場合には、既存契約事業者以外の事業者の競争参加可否を確認するなど、競争性の確保に努め、更なる改善策の検討を進める。

### 2 共通的な取組

#### (1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

入札説明書等を入手したものの応札しなかった業者に対するヒアリング結果等を踏まえ、案件ごとに、履行期間が十分に確保できているかなどについて検討し、前年度と比較可能な10件のうち6件（60.0%）で履行期間を長くしたところ、当該6件中4件（66.7%）で新規事業者が応札した。

#### (2) 調達事務のデジタル化の推進

令和4年度に契約した入札55件について、全ての入札でGEP Sを利用して公告し、53件（96.4%）で電子入札を実施した。

以上

重点的な取組、共通的な取組

		調達改善計画						令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		情報システム調達の改善	<p>情報システム関連調達については、次の取組を順次行う。</p> <p>①情報システムの保守、改修、更新等において、既存ベンダーと再契約することとなる場合は理由を確認し、デジタル統括アドバイザーの意見を踏まえ参入しやすい環境を整備する。</p> <p>②一者応札及び競争性のない随意契約が継続した場合は、下記「調達改善に向けた審査・管理の充実」による。</p>	デジタル化の推進に当たり、競争性の更なる向上及び透明性・公正性の確保を図る必要があると考えるため	A	R4	契約方式や調達価格の適正性の確保	R5	A	R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度末でリース期限を迎えるサーバ機器等の賃貸借契約やインターネット接続等の役務提供契約7件について、デジタル統括アドバイザーの意見を踏まえ、継続利用の適否等を検討した。</li> </ul>	A	-	年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>当委員会内の情報システムにて利用しているサーバ機器やサービスについては、想定よりも初期費用が高額になるケースや新規の供給業者が現れないケースがあることが分かった。</li> </ul>	令和7年度以降に予定している庁舎移転を見据えて、当委員会内のサーバ機器等の見直し及び機能の統廃合の検討を進める。また、情報システムの保守、改修、更新等については、引き続き、調達方法の改善策を検討する。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実【一者応札の改善】	<p>【調達に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>履行期間を十分に確保する。</li> <li>仕様書が過度の条件や性能を求めているものになっていないか検証する。</li> <li>仕様書等の記載事項の明確化等の事業内容の理解促進に取り組む。</li> <li>事業内容により入札参加資格制限を緩和する。</li> </ul> <p>【一者応札案件の改善に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札となった案件において、入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からのヒアリングを実施し、一者応札となった原因の分析を行い、その結果を以降の入札に活用する。</li> <li>一者応札が改善された案件については、新規に参加した業者から、入札参加理由等についてヒアリングを実施し、その結果を以降の入札に活用する。</li> <li>前回の入札において一者応札となった案件については、チェックリストを活用して調達内容・資格要件等の事前審査を行う。</li> </ul> <p>【継続一者応札の改善に向けた契約監視委員会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続一者応札となった個別案件(継続一者応札案件)は、契約監視委員会に語り、実施した取組について審議して、案件の内容に沿ったより実効性の高いものに改善する。</li> <li>契約監視委員会で審議された継続一者応札案件が、次回入札においても一者応札となった場合には、再度、契約監視委員会において審査を行い、更なる改善策について検討する。</li> <li>契約監視委員会で示された改善策を実施したことにより、一者応札が改善された場合には、そのケースを調達事務担当者研修等において紹介するなどしてノウハウの共有を図るとともに、改善策の実施による成長等について契約監視委員会に報告する。</li> </ul>		A	H25 H29	対策と効果を分析し、実行することで、入札における一者応札を0件にする。	継続	A	H25 H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件ごとに、履行期間が十分に確保できているか、仕様書で示す条件や性能が過度なものになっていないか、入札参加資格制限を緩和することができるかについて検討し、履行期間を長くするなど対応を行った。</li> <li>なお、年間契約など、履行期間を変更できない案件については、事業者の準備期間を十分に確保するため、公告時期を早めるなどの対応を行った。</li> <li>仕様書の記載だけでは事業内容が分かりにくいと考えられた一部の入札案件については、入札参加希望者に対して、口頭で仕様書の説明を行った。</li> </ul>	B	-	年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札となった案件は案件によって異なるため、一律に同様の対応を行うことでの解決が難しいことが分かった。</li> </ul>	他省庁における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指摘を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。	
○		調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札実施、契約書作成等にGEPSを活用する。</li> <li>一定の金額を超える案件について、電子調達システムを活用したものとす。</li> <li>請書等の電子メールによる徵取、見積書及び請求書等への押印を電子化により省略する。</li> <li>入札説明会等のオンライン開催を実施する。</li> <li>契約監視委員会等のオンライン開催を実施する。</li> </ul>		A	R4	調達手続における書面、押印、対面の電子化を推進する。	R5.3	A	R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札案件及びオープンカウンター案件は、原則、GEPS(電子調達システム)を活用した。</li> <li>なお、電子応札者に対して、電子契約を積極的に働きかけた。</li> <li>請書については、電子データでの提出を認めることとした。また、オープンカウンター案件については、原則、見積書の提出は電子メールとし、見積書への押印も不要とした。</li> <li>契約監視委員会については、オンライン開催を実施した。</li> <li>なお、令和4年度は、入札説明会を開催するような案件はなかった。</li> </ul>	A	-	年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子入札は令和3年度の55件(98.2%)から53件(96.4%)にと比率は低下した。</li> <li>令和4年度に電子入札を実施できなかったもの(2件)は、いずれも地方事務所であった。</li> <li>なお、電子契約は令和3年度の7件(12.5%)から17件(30.9%)に増加した。</li> <li>請書については、契約業者が電子メールによる提出を希望した場合、全て、電子データで受領した。また、オープンカウンター案件については、事業者が電子メールによる提出を希望した場合、見積書は、全て、押印を不要とした電子データで受領した。</li> </ul>	これからもGEPSを積極的に活用する。	

その他の取組

調達改善計画		令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日~令和5年3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>1 オープンカウンター方式の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>費用対効果を考慮した上で、物品購入、印刷製本及び役務提供について、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施する。</li> <li>オープンカウンター方式による調達情報を政府電子調達(GEPS)等の活用を通じて広く周知するとともに調達結果を速やかに公表する。</li> <li>オープンカウンター実施における問題点の分析・その結果を踏まえた改善に努める。</li> </ul>	継続	-	-	-
<p>2 随意契約の事前審査の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。</li> <li>随意契約審査委員会の対象事案以外については、調達決裁等の段階で、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由を明示し、会計室において、その理由についての事前審査を実施する。</li> </ul>	継続	-	-	-
<p>3 契約の事後検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。</li> <li>契約監視委員会における指摘事項に基づき調達を改善する。</li> </ul>	継続	-	-	-
<p>4 汎用的な物品・役務における共同調達等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>費用削減効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を実施する。</li> <li>他省庁の地方支部分部局から、新たな品目等について共同調達の提案を受けた場合は、費用対効果を考慮した上で、共同調達の実施を検討する。</li> </ul>	継続	-	-	-
<p>5 国庫債務負担行為の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム関係の調達を主として、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を実施する。</li> <li>なお、一定期間経過後は、技術革新等を踏まえ、仕様書の見直しなどを実施して、契約方法を検討する。</li> </ul>	継続	-	-	-
<p>6 調達事務担当者に対する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施する。</li> <li>職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示する。</li> </ul>	継続	-	-	-
<p>7 クレジットカード(法人カード)の活用の検討・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共料金の支払にクレジットカード決済を活用する。</li> <li>職員の立替払にクレジットカードを活用する。</li> <li>地方のタクシー券を廃止し、クレジットカードを活用する。</li> <li>電子図書等の購入にカード決済を導入する。</li> <li>コーポレートカードによる海外出張経費を導入する。</li> </ul>	新規	○	-	クレジットカードの活用方法を検討した結果、前渡資金担当官払としていた4地方事務所等(北海道事務所、中部事務所、近畿中国四国事務所及び中国支所)の水道料金のうち、合同庁舎の管理官庁でなく公正取引委員会が直接契約していた近畿中国四国事務所の水道料金をクレジット決済に変更し、支払手続の効率化が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 池谷 修一(公認会計士)】 意見聴取日【 令和5年6月20日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○情報システム調達の改善 情報システム調達の改善について、課題が的確に抽出されているか。</p>	<p>○令和4年度の取組で得た新たな課題として、公正取引委員会の情報システムで利用しているサーバー機器やサービスの初期費用の低額化や、新規の供給業者が現れやすい対応が可能か等があることから、更なる取組の深堀が期待されます。その際、デジタルアドバイザー、他省庁における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組とも連携が望まれます。</p>	<p>○今回明らかとなった課題等を踏まえ、当委員会内の情報システムに関する調整、予算、調達等を統括する全体管理組織であり、デジタル統括アドバイザーらが構成員となっているPMO(以下「PMO」という。)が、予算要求から調達まで一連の流れの中で積極的に関与することによって、情報システム調達の改善に努めていく。</p>
<p>○調達改善に向けた審査・管理の充実【一者応札の改善】 前年度よりも履行期間を十分に確保するなどの取組については、競争性の向上につながっているか。</p>	<p>○令和4年度の具体的取組の努力を評価します。定量的にも定性的にも競争性の向上に貢献したと認めます。これまでの地道な改善活動の賜物と理解しております。</p>	<p>○今後も調達改善に向けた審査・管理の充実に向けた取組を実施し、競争性の確保に努める。</p>
<p>○調達事務のデジタル化の推進 調達事務のデジタル化の推進について、どのような検討をすべきか。</p>	<p>○当委員会の取組を評価します。一定の成果は出ていると認められます。デジタル化推進には啓蒙が不可欠です。地道な努力が実を結びます。引き続き啓蒙の取組を期待します。</p>	<p>○引き続き、落札業者に電子契約を推奨するなどの周知活動を行い、調達事務のデジタル化を推進する。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 中村 豪(東京経済大学 経済学部、教授) 】 意見聴取日【 令和5年6月19日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○情報システム調達改善 情報システム調達の改善について、課題が的確に抽出されているか。</p> <p>○調達改善に向けた審査・管理の充実【一者応札の改善】 前年度よりも履行期間を十分に確保するなどの取組については、競争性の向上につながっているか。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 調達事務のデジタル化の推進について、どのような検討をすべきか。</p>	<p>○ 情報システム調達は、いずれの省庁等でも競争性の確保に腐心しているところ、これまでの経験を踏まえて発注案件の設定や既存契約事業者以外の競争参加を促すあり方を課題としていることは評価できる。別項にある一者応札の改善で認識されているような履行期間の設定も含め、引き続き有効な取り組みを探っていただきたい。</p> <p>○ 履行期間の設定においては一定の成果が見られている。引き続き多くの取り組みで、多くの事業者が応札できるよう発注の在り方をご検討いただきたい。</p> <p>○ 電子入札の割合が非常に高く、デジタル化の推進に十分取り組んでいることが伺える。地方事務所での入札電子化に向けて、委員会としてのサポートをご検討いただきたい。</p>	<p>○今回明らかとなった課題等を踏まえ、PMOが、予算要求から調達まで一連の流れの中で積極的に関与することによって、情報システム調達の改善に努めていく。</p> <p>○調達の競争性の向上につながるよう、今後とも、案件ごとに検討し、履行期間を十分に確保するなどの取組を実施する。</p> <p>○引き続き、GEPSを積極的に活用するとともに、地方事務所で実施する入札についても、電子入札を実施するか検討する。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 南島 和久(龍谷大学教授) 】 意見聴取日【 令和5年6月23日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○情報システム調達の改善 情報システム調達の改善について、課題が的確に抽出されているか。</p> <p>○調達改善に向けた審査・管理の充実【一者応札の改善】 前年度よりも履行期間を十分に確保するなどの取組については、競争性の向上につながっているか。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 調達事務のデジタル化の推進について、どのような検討をすべきか。</p>	<p>○「想定よりも初期費用が高額になるケース」や「新規の供給業者が現れないケース」があることが分かったとのことですが、取り組むべき課題はいったい何でしょうか。</p> <p>○入札しなかった事情は多岐にわたるため、履行期間の確保といった一律の対応では競争性を高めることには必ずしも貢献しないとのことでした。なお、入札しなかった事情を把握することは、競争性を高めていく上で参考に資すると思われれます。</p> <p>○地方事務所での入札の電子化についても検討の余地があるとのことですので、このことに関する推進を追求していただくことを期待します。</p>	<p>○情報システム調達については、契約更新時期等に想定よりも初期費用が高額になるケースや新規の供給業者が現れないケースがあることから、調達を実施する段階だけでなく、予算を要求する段階から各案件の必要性や競争性の確保等を含めて検討していくことが重要であると考えている。このため、今後、PMOが、予算要求から調達までの一連の流れの中で積極的に関与することによって、情報システム調達の改善に努めていく。</p> <p>○一者応札となった事情は案件によって異なることから、引き続き、入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からヒアリングを実施するとともに、一者応札が改善された案件が発生した場合には、新規に参加した業者から入札参加理由等を聴取することによって、一者応札となった原因や解消された理由を分析し、以降の入札に活用する。</p> <p>○引き続き、GEPSを積極的に活用するとともに、地方事務所でも実施する入札についても、電子入札を実施するか検討する。</p>